

## 鶴嶺公民館の利用制限に係る段階的一部緩和について

## 11月以降の利用(随時予約)について

## ① 1か月で利用できる時間の制限解除

⇒予約がない部屋を自由に利用できます(利用2か月前の1日から随時予約可)  
 ※令和3年11月～令和4年1月は、必ず連続2時間で予約を行ってください。

段階的に  
緩和します



各項目の数字は、  
別紙2(詳細版)  
と対応しています

## 令和4年2月以降の利用について

## ② 連続利用時間及び利用禁止時間帯の解除

⇒ 1時間単位での利用も可とします。

## ③ア 使用決定書の受取は利用する日の5日前まで

⇒ 必ず期日までに手続きをお願いします。

## ③イ 部屋の施錠を再開

⇒ 鍵は利用開始時間にお渡しします。

## ③ウ 利用終了時刻5分前までに完全退室

⇒ 利用箇所の消毒・部屋の施錠し、事務室に返却してください。

## ③エ 開館(施設利用)時間

⇒ 21時まで利用可能となります。

## 制限を継続する点

## ③オ 報告書類の提出

- ・利用者報告書
- ・新型コロナウイルス感染症に係る利用報告書
- ・サークル参加者名簿

## ④ 部屋の利用人数の制限

講義室	20人 (運動系は10人)
子ども室	11人 (運動系は6人)
和室	10人 (運動系は5人)
学習室1	7人
学習室2	13人
実習室	利用不可

## ⑤ 共用設備の利用制限

湯沸室、ウォータークーラー、電気ポット、湯呑、やかん等は使用できません。

## ⑥ ロビーの利用制限

次の目的での利用に限ります。  
 ・学生の自習  
 ・読書・調べ事等  
 ※飲食及び複数人での利用不可